

2022年4月8日  
責任投資推進部

## 投資先企業(国内上場株式)に対する議決権行使基準の改正

- 第一生命保険は、投資先企業(国内上場株式)に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。今回公表の主な改正項目は以下のとおりです。
  - ◆ 経営者の保身や特定株主の利益のために用いられ、非効率な経営が温存される手段となる恐れがある買収防衛策の導入・更新について、原則反対の姿勢を明確に示す。なお、コーポレートガバナンス・コードにおいてより高いガバナンス水準とされる「独立社外取締役が取締役総数の過半数以上」、かつグローバルな視点で一般的に求められる「ROE8%以上」という高い水準を満たす企業のみ賛成とする。(2024年4月適用開始)
  - ◆ 特定標的型買収防衛策においては、投資先企業の価値向上や持続的成長および株主としての利益の確保・向上について考慮した上で判断する。(2022年4月適用開始)
  - ◆ 総還元性向が20%を超えていても投資に有効に活用できていない過剰なネットキャッシュを保有している企業に対し、剰余金処分議案に反対することによりキャッシュの有効活用を促す。(2023年4月適用開始)
  - ◆ 特定業種においては、より業種特性を踏まえた判断を行うため、経営統合、収益性向上、経営合理化など経営基盤強化策の実施がなされ、その成果が発現したと判断できる場合を例外事由に加える。(2022年4月適用開始)

なお、対話を通じて当社の考え方をお伝えし、企業に取組を促していくことが重要であるとの考えのもと、議決権行使基準の改正内容に応じて適用時期を決定しております。

※詳細については以下の当社ホームページをご参照下さい(標題をクリック)

[議決権行使基準の改正について\(2022年4月公表\)](#)

[議決権行使基準\(2022年4月1日改正\)](#)

[「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた議決権行使運営」の変更\(2021年12月公表\)](#)